

平成25年度 第25回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成26年2月27日（木）午前10時～10時30分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 中原都
委員 荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長 森谷邦彦 次長兼任用課長 稲田将
係長 遠藤公亮 係長 向井京子
係長 有岡博己 係長 河村淳

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 職員団体の登録について

5 議事の公開・非公開

公開とした。

6 議事

1 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答しようとするもの。

① 条例案の名称

議案第36号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

② 条例案の概要

(1) 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じた地域の振興及び住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

(2) 改正の概要

ア 職員を派遣することができる公益的法人等に鳥取県国民健康保険団体連合会を加える。

イ その他所要の規定の整備を行う。

ウ 施行期日は、平成26年4月1日とする。

③ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

職務上必要な派遣先の追加等を行おうとするものであり、異議はない。

2 議案第2号

職員団体の登録について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員団体の新規登録について申請があり、適当と認められるので申請のとおり登録を行おうとするもの。

① 申請者

東伯郡琴浦町浦安 309

琴浦町臨時・パート職員労働組合

執行委員長 吉田 裕史

② 申請の内容

職員団体の新規登録

③ 根拠法令

地方公務員法第53条

職員団体の登録に関する条例第2条、第3条

琴浦町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

④ 申請書の審査の結果

職員団体登録申請書及びその添付書類の記載事項はいずれも適正である。

⑤ 登録年月日

議決日

⑥ 添付資料

(1) 職員団体登録申請書

(2) 役員選挙に関する証明書

(3) 規約の作成に関する証明書

(4) 重要な行為の決定（他団体への加入）に関する証明書

(5) 組織に関する証明書

(6) 規約

7 次回の人事委員会の開催

平成26年3月6日（木）午前10時から開催することとした。